218	2－［(ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］－2－フェニル酢酸エチル（別名フェントエート又はＰＡＰ）	(3)—2615
219	チオりん酸*O*，*O*—ジメチル—*O*—（3－メチル－4－ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はＭＥＰ）	(3)—2616
220	3，5－ジ—*tert*—ブチルサリチル酸	(3)—3034
221	（*S*）—*α*—シアノ－3－フェノキシベンジル＝（1*R*，3*S*)—2，2－ジメチル—3—（1，2，2，2—テトラブロモエチル）シクロプロパンカルボキシラート（別名トラロメトリン）	(3)—3892
222	3′—イソプロポキシ—2—トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）	(3)—3925
223	2－（4－エトキシフェニル）－2－メチルプロピル＝3－フェノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロックス）	(3)—3981
224	3－クロロ－4－フルオロニトロベンゼン	(3)—4071
225	*α*—シアノ－4－フルオロ－3－フェノキシベンジル＝3－(2，2－ジクロロビニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名シフルトリン）	(3)—4123
226	1－ブロモ－3，4－ジフルオロベンゼン	(3)—4148
227	4，4′－（*m*—フェニレンジオキシ）ジアニリン	(3)—4173
228	エチル＝3－メチル－4－メチルチオフェニル＝*N*—イソプロピルホスホロアミダート)(別名フェナミホス）	(3)—4292
229	［3－（2－エチルヘキシルオキシ）プロピルアミン］トリフェニルホウ素塩	(3)—4392
230	4－{[4－（アリルオキシ）フェニル］スルホニル} フェノール	(3)—4585
231	1，1－ビス（4－ヒドロキシフェニル）－シクロヘキサン	(4)—44
232	メチレンビス（4，1－シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート	(4)—119
233	ナフタレン	(4)—311
234	1，5－ジアミノナフタレン	(4)—323
235	1－（*N*—フェニルアミノ）ナフタレン	(4)—329
236	2，3－ジクロロ－1，4－ナフトキノン	(4)—378
237	ビシクロ［4．4．0］デカン	(4)—575
238	ジシクロペンタジエン	(4)—634
239	フルオレン	(4)—643
240	アントラセン	(4)—683
241	1－アミノ－9，10—アントラキノン	(4)—706
242	5*H*—ジベンゾ［*a*，*d*］シクロヘプテン—5—オン	(4)—1656
243	ジ—*p*—トリルアミン	(4)—1686
244	4，4′－（1，3—ジメチルブチリデン）ジフェノール	(4)—1709
245	シクロヘキシルベンゼン	(4)—1819
246	2－フェニルインドール	(5)—137
247	メチル＝ベンゾイミダゾール—2—イルカルバマート（別名カルベンダジム）	(5)—465
248	3－アミノ－1*H*—1，2，4—トリアゾール（別名アミトロール）	(5)—602
249	4－ビニルピリジン	(5)—717
250	4－ピリジルアミン	(5)—724
251	3－アミノピリジン	(5)—725
252	ビス（8－キノリノラト）銅（別名オキシン銅又は有機銅）	(5)—805
253	2，3－ジシアノ－1，4－ジチアアントラキノン(別名ジチアノン）	(5)—850
254	（2，4，6－トリオキソ－1，3，5－トリアジナン－1，3，5－トリイル）トリエチレン＝トリアクリラート	(5)—1060
255	2－チオキソ－3，5－ジメチルテトラヒドロ－2*H*－1，3，5－チアジアジン（別名ダゾメット）	(5)—1085
256	（4－{[4－（ジメチルアミノ）フェニル](フェニル）メチリデン} シクロヘキサ－2，5－ジエン－1－イリデン)(ジメチル）アンモニウム＝クロリド（別名マラカイトグリーン塩酸塩）	(5)—2033
257	*N*—（シクロヘキシルチオ）フタルイミド	(5)—3358
258	*N*—（*tert*—ブチル）－2－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	(5)—3417
259	2－（チオシアナトメチルチオ）ベンゾチアゾール(別名ＴＣＭＴＢ）	(5)—3424
260	5—*tert*—ブチル—3—（2，4—ジクロロ－5－イソプロポキシフェニル）－1，3，4—オキサジアゾール—2（3*H*）—オン（別名オキサジアゾン）	(5)—3592
261	6－メチル－1，3－ジチオロ［4，5－*b*］キノキサリン－2－オン	(5)—5507
262	（4*RS*，5*RS*）－5－（4－クロロフェニル）—*N*—シクロヘキシル－4－メチル－2－オキソ－1，3－チアゾリジン－3－カルボキサミド（別名ヘキシチアゾクス）	(5)—5743
263	ベンゾ［*b*］チオフェン－2－イル＝メチル＝ケトン	(5)—6262
264	シクロヘキサ－1－エン－1，2－ジカルボキシイミドメチル＝（1*RS*）—*cis*—*trans*—2，2－ジメチル—3－（2－メチルプロパ－1－エニル）シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン）	(9)—839
265	1－（4－クロロフェニル）－3－（3，4－ジクロロフェニル）尿素	(9)—920
266	5—ベンジル—3—フリルメチル＝（1*RS*）—*cis*—*trans*—2，2—ジメチル—3—（2—メチルプロパ—1—エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名レスメトリン）	(9)—1306

○国土交通省告示第二百七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第九条第二項、第十一条第二項、第十二条第一項、第十三条、第二十五条第四項及び第四十一条第三項の規定に基づき、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び同令を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号中「同規則第３改訂版補足改訂版」を「同規則第３改訂版補足第２改訂版」に改める。

別添二一・中「以下「タイヤ」という。)」の下に「及び別添４「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」1. ただし書の適用を受ける自動車に備えるタイヤ」を加える。

別添四一・中「ただし」の下に「、車両総重量3.5ｔ以下の貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、本技術基準の適用に替えて、別添３「　乗用車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準を適用することができるものとし」を加える。

別添六２・２・中「厚さ19±1㎜」を「厚さ20㎜±２㎜」に改める。

別添十一２・に次のように加える。

2. 32.　「ブレーキアシストシステム（ＢＡＳ)」とは、運転者の制動要求特性から、緊急制動状態であると推定する制動装置の機能を指し、以下の(a)又は(b)のいずれかのものをいう。

(a)　運転者が最大限達成可能な制動率となることを補助するもの。

(b)　アンチロックブレーキシステムをフルサイクリングさせるのに十分であるもの。